

## 【中小企業対策特別委員会】

### (1) 審議概観

第134回国会において本特別委員会に付託された内閣提出法律案1件は、成立した。

また、本委員会に付託された請願1種類14件は、いずれも保留となった。

#### 〔法律案の審査〕

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案の提案理由及び要旨は次のとおりである。

今日、長引く景気低迷や為替相場の先行き不透明感等を背景に、中小企業は、引き続き景況感が悪化するなど厳しい状態にあり、資金繰りも改善されていない状況にある。一方、我が国経済の構造改革の推進のため、中小企業による新事業開拓の促進が求められている。

本法律案は、このような状況を踏まえて、中小企業者への債務保証を行う信用保証協会と中小企業信用保険公庫との間に締結される保険契約（中小企業信用保険）について、無担保保険（物的担保が不要な保険）、特別小口保険（無担保・無保証人による保険）及び新事業開拓保険（新事業の開拓を行う者のための別枠保険）の1中小企業者当たり付保限度額の引上げ及び特別小口保険の付保対象者の拡大を行うことにより、信用補完制度の充実を図ろうとするものである。

委員会においては、ベンチャー企業の育成・支援、新事業開拓保険の弾力的な運用、特別小口保険の付保対象者拡大の影響等の質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

### (2) 委員会経過

#### ○平成7年9月29日（金）（第1回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

#### ○平成7年10月23日（月）（第2回）

○中小企業信用保険法の一部を改正する法律案（閣法第6号）（衆議院送付）について橋本通商産業大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、政府委員及び大蔵省当局に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第6号） 賛成会派 自民、平成、社会、共産、新緑  
反対会派 なし

○平成7年12月8日（金）（第3回）

- 中小企業の労働時間短縮に関する件、中小企業の景気動向と対策に関する件、ベンチャー企業の育成策に関する件、大規模小売店舗法の規制緩和に関する件等について橋本通商産業大臣、政府委員、大蔵省、労働省及び公正取引委員会当局に対し質疑を行った。

○平成7年12月14日（木）（第4回）

- 請願第792号外13件を審査した。
- 中小企業対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 付託議案審議表

- ・内閣提出法律案（1件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
6	中小企業信用保険法の一部を改正する法律案	衆	7.10.6	7.10.18 (予備)	7.10.23 可決	7.10.25 可決	7.10.11 商工	7.10.18 可決	7.10.19 可決

(4) 成立議案の要旨

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案（閣法第6号）

【要旨】

本法律案は、最近の中小企業をめぐる経済環境の変化にかんがみ、中小企業者に対する事業資金の融通の一層の円滑化を図るため、中小企業信用保険について所要の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 付保限度額の引上げ

(1) 無担保保険

物的担保の不要な保険である無担保保険の付保限度額を、2,000万円から3,500万円に引き上げる。

(2) 特別小口保険

無担保・無保証人による保険である特別小口保険の付保限度額を、500万円から750万円に引き上げる。

### (3) 新事業開拓保険

新たな事業の開拓に要する資金についての保険である新事業開拓保険の付保限度額を、1億5,000万円から2億円に引き上げる。

### 2 特別小口保険の付保対象者の拡大

特別小口保険の付保の対象となる者を、「小企業者」（常時使用する従業員の数が5人以下の事業者等。ただし、商業又はサービス業の場合は2人以下の事業者等。）から「小規模企業者」（常時使用する従業員の数が20人以下の事業者等。ただし、商業又はサービス業の場合は5人以下の事業者等。）に拡大する。